

令和 8 年度寒河江市生ごみ処理機設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの排出抑制及び有効利用を促進し、ごみ減量思想の普及に資するため、市内に住居を有する者が生ごみ処理機を設置した場合に、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成 6 年市規則第 1 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業は、生ごみを乾燥により減量し又は高温好気性発酵により分解する電動式の生ごみ処理機（以下「対象機器」という）を設置する事業であって、交付決定日以降に着手し、令和 9 年 3 月 3 1 日までに完了するものとする。

2 補助の対象となる対象機器の基数は、1 世帯当たり 1 基とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象機器の購入に要した経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額又は 2 万円
のいずれか低い額以内の額とする。

3 前項の規定により算出される額に 1 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金等交付申請書)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、令和8年度寒河江市生ごみ処理機設置事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、令和9年3月12日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象機器のメーカー、型式及び生ごみ処理方式が分かる書類
- (2) 購入価格が明示された書類又は見積書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業等の変更、中止及び廃止の条件)

第5条 規則第7条第1項第1号ア及びイに定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の額の変更を伴う変更
- (2) 対象機器のメーカー、型式及び生ごみ処理方式等の変更
- (3) 事業完了予定日の3か月以上の延長の変更

2 前条により規則第6条の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が当該交付決定に係る補助対象機器の購入(以下「補助事業」という。)について、前項各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合には、令和8年度寒河江市生ごみ処理機設置事業計画変更(中止)承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 対象機器のメーカー、型式及び生ごみ処理方式が分かる書類等
- (2) 購入価格が明示された書類又は見積書

(3) その他

3 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、令和8年度寒河江市生ごみ処理機設置事業計画変更（中止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（補助事業等実績報告書）

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第14条の規定にかかわらず、完了後30日を経過する日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、令和8年度寒河江市生ごみ処理機設置事業費補助金実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類等を添付して、市長に報告しなければならない。

(1) 販売店等の領収書の写し

(2) 対象機器の設置状況並びに型式表示票等の添付部分の写真

(3) 補助金振込先金融口座の通帳（申請者名義のもの）の表紙及び

1 ページ目の写し

2 クレジットカード決済の場合は、指定口座から引き落とされた日をもって支払完了とする。この場合において、支払いを確認できる書類として前項第2号及び第3号並びに次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) クレジットカード会社の支払明細書

(2) 通帳の写し（指定口座からの引き落としが確認できる箇所）

（帳簿等の保管）

第6条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了

した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。